

改正案	現行
<p>（その他減ずるべき額）</p> <p>第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号から第十号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 保険業を営む株式会社が組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）又は吸収合併継続株式会社（法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併継続株式会社をいう。第八章第二節（第一百一条の二十二、第一百一条の二十四、第一百三十一条第一号ホ及び第一百三十一条の二第一号ホを除く。）において同じ。）若しくは新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。第八章第二節において同じ。）であるときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額</p> <p>イ 貸借対照表上の純資産額に次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額を加算して得た額から次の(5)及び(6)に掲げる額の合計額を減じて得た額</p>	<p>（その他減ずるべき額）</p> <p>第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>（新設）</p>

- (1) 会社法第四百六十一条第二項第三号に掲げる額
 - (2) 会社法第四百六十一条第二項第四号に掲げる額
 - (3) 会社法第四百六十一条第二項第五号に掲げる額
 - (4) 計算規則第百八十六条に規定する額
 - (5) 会社法第四百六十一条第二項第一号に掲げる額
 - (6) 会社法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額
- ロ 法第九十一条第一項の組織変更剰余金額並びに法第六十四条第四項及び第六十五条第六項において読み替えて準用する法第九十一条第一項の合併剰余金額に相当する額の合計額

(相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画)
 第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

(合併剰余金額の計算等)

第一百一条 (略)

2 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

(相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画)
 第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

(合併剰余金額の計算等)

第一百一条 (略)

2 吸収合併存続株式会社（法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十一、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）又は新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以

一〇五
(略)

下この節において同じ。)において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一〇五 (略)